

議第109号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

令和2年9月23日提出

京都市長 門川大作

相手方

事件の種類	所有権移転登記手続の請求	
事件の内容	<p>京都市中京区西ノ京新建町5番地の11の土地（15.80平方メートル。以下「本件土地」という。）は、大正13年3月11日の売買契約により、及び（以下「登記名義人」という。）が所有権を取得した。その後、本市は、昭和56年9月2日に本件土地に壬生東市営住宅を建築し、同日から現在に至るまで、本件土地を占有している。</p> <p>本市は、の相続人24名に対し、本件土地について、本市への所有権移転登記の手続に必要な書類の提出を求めたが、相手方ら（17名）は、これに応じようとしない。</p> <p>そこで、相手方らに対し、所有権移転登記手続を求める訴えを提起しようとするものである。</p>	

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。